

復興推進会議（第18回）・原子力災害対策本部会議（第45回）
合同会合

議 事 次 第

平成29年3月10日
17:20～17:35
官邸4階大会議室

1. 議 事

- (1) 浪江町・富岡町における避難指示区域の解除について
- (2) 復興6年間の現状と課題について
- (3) 原子力災害からの福島復興の進捗について

2. 内閣総理大臣挨拶

(配布資料)

- 資料1 浪江町・富岡町における避難指示区域の解除について（案）
- 資料2 復興6年間の現状と課題
- 資料3 原子力災害からの福島復興の進捗について
- 参考資料1 復興推進会議構成員
- 参考資料2 原子力災害対策本部構成員
- 参考資料3 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（概要）
- 参考資料4 除染・中間貯蔵施設等の取組状況について
- 参考資料5 復興推進会議（第17回）・原子力災害対策本部会議（第42回）合同会合 議事録

浪江町・富岡町における避難指示区域の解除について（案）

平成29年3月10日
原子力災害対策本部

1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域について、『「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成27年6月12日 原子力災害対策本部決定）』における避難指示解除の要件を満たすことから、以下のとおり解除することを決定する。

- (1) 浪江町

- ①町内の居住制限区域及び避難指示解除準備区域を解除する。
- ②上記①の解除は平成29年3月31日午前0時に行う。

- (2) 富岡町

- ①町内の居住制限区域及び避難指示解除準備区域を解除する。
- ②上記①の解除は平成29年4月1日午前0時に行う。

※ 上記の解除後の避難指示区域の概念図については、参考1参照。

※ 避難指示解除の要件については、参考2参照。

2. 本決定を踏まえ、浪江町長及び富岡町長に対し、別添のとおり指示を行う。

以上

指 示 (案)

平成29年3月10日

浪江町長 殿

写) 福島県知事 殿

平成23年(2011年)福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴い、浪江町において設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域について、平成27年6月12日に原子力災害対策本部において決定した『「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂』における避難指示解除の要件を満たすことから、平成29年3月31日午前0時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

以上

指 示 (案)

平成29年3月10日

富岡町長 殿

写) 福島県知事 殿

平成23年(2011年)福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

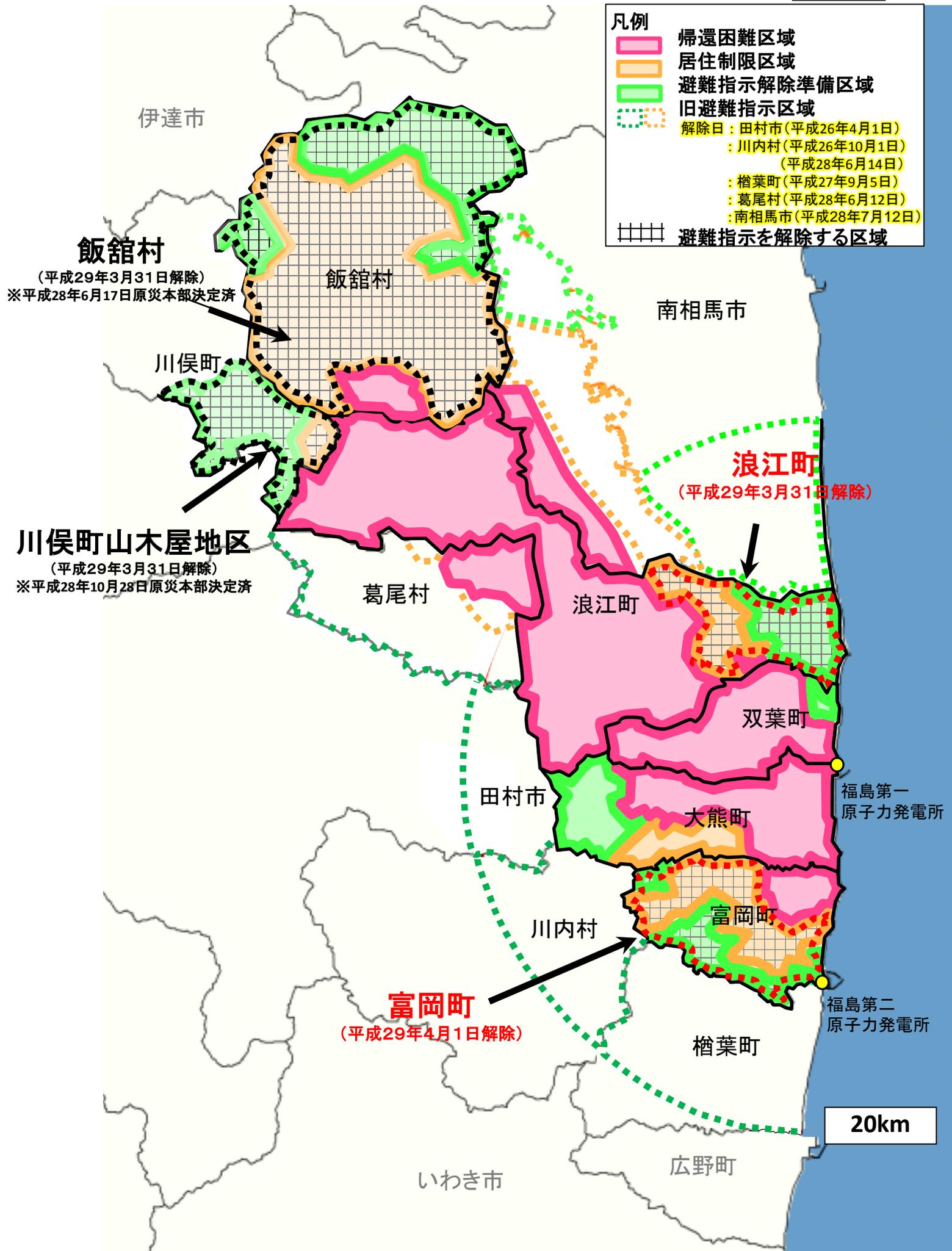
記

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴い、富岡町において設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域について、平成27年6月12日に原子力災害対策本部において決定した『「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂』における避難指示解除の要件を満たすことから、平成29年4月1日午前0時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

以上

避難指示区域の概念図

参考1



避難指示解除の要件について

（「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂）
（平成 27 年 6 月 12 日原子力災害対策本部決定・閣議決定）（抄）

○避難指示解除の要件（「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成 23 年 12 月 26 日 原子力災害対策本部より）

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下になることが確実であること
- ②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③県、市町村、住民との十分な協議

復興6年間の現状と課題

I 東日本大震災の概要

II 復興の現状と課題

1. 被災者支援

2. 住宅の再建

3. 産業の再生

4. 福島復興

(参考) 集中復興期間における予算執行の内容
東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し
東日本大震災に係る政府の対応

平成29年3月10日



新たなステージ 復興・創生へ

I 東日本大震災の概要

発生日時	平成23年3月11日14:46
マグニチュード	9.0
地震型	海溝型
被災地	農林水産地域中心
震度6弱以上県数	8県 (宮城, 福島, 茨城, 栃木, 岩手, 群馬, 埼玉, 千葉)
津波	各地で大津波を観測 (最大波 相馬9.3m以上, 宮古8.5m以上, 大船渡8.0m以上)
被害の特徴	大津波により, 沿岸部で甚大な被害が発生, 多数の地区が壊滅。
死者 行方不明者	死者19,533名(※災害関連死を含む) 行方不明者2,585名
住家被害(全壊)	121,768戸
災害救助法の適用	241市区町村(10都県) (※)長野県北部を震源とする地震で適用された4市町村(2県)を含む

Ⅱ 復興の現状と課題

1. 被災者支援

避難の長期化に伴う心身の健康維持が課題

- ① 避難者は、当初の47万人から12万人まで減少
- ② 介護サポート拠点や相談員の見守りなどにより、医療や心身のケア、孤立を防止

2. 住まいとまちの復興

住宅は工事のピーク。住宅の再建は平成30年度までに概ね完了

- ① 自主再建 13万件が再建中又は再建済み
- ② 高台移転による宅地造成 計画戸数 2万戸
 - ・平成29年3月末までに 1万3千戸
 - ・平成30年3月末までに 1万8千戸
- ③ 災害公営住宅 計画戸数 3万戸
 - ・平成29年3月末までに 2万5千戸
 - ・平成30年3月末までに 2万9千戸

3. 産業・生業の再生

生産設備はほぼ復旧、観光振興や風評の払拭等を支援

- ① 被災3県の生産の水準は、ほぼ回復
農地では83%で作付け再開可能、水産加工施設は91%で業務再開
- ② 売上の回復は業種別にばらつき
水産加工業の販路拡大、インバウンドを中心とした観光振興、被災地企業の人材確保等を支援
福島県の農林水産業の再生に向け、風評の払拭を総合的に支援
様々な企業立地支援策の活用を広く呼び掛け、企業の新規立地・増設等を促進

4. 福島の復興・再生

順次、避難指示を解除。帰還に向けた環境を整備

- ① 順次、避難指示を解除
(田村市(H26.4)、楡葉町(H27.9)、葛尾村(H28.6(一部))、川内村(H26.10・H28.6)、南相馬市(H28.7(一部)))。
(解除決定済：飯舘村、川俣町、浪江町(H29.3.31)、富岡町(H29.4.1))
- ② 帰還に向けた取組 ⇒ 商店の再開などの生活環境整備、事業再開の支援
- ③ 長期避難者への取組 ⇒ 復興公営住宅の整備

1. 被災者支援

避難の長期化に伴う心身の健康維持が課題

- ① 避難者は、当初の47万人から12万人まで減少
(うちプレハブ型仮設住宅の入居者は、4万人)
- ② 介護サポート拠点（104箇所）や相談員の見守りなどにより、
医療や心身のケア、孤立を防止



生活支援相談員の訪問風景



ジャンボ海苔巻きの作成風景
(NPOとの協働によりコミュニティ形成を支援)

2. 住宅の再建

住宅は工事のピーク

- ① 自主再建 13万件が再建中又は再建済み
- ② 高台移転による宅地造成 計画戸数 2万戸
 - ・平成29年3月末までに 1万3千戸
 - ・平成30年3月末までに 1万8千戸
- ③ 災害公営住宅 計画戸数 3万戸
 - ・平成29年3月末までに 2万5千戸
 - ・平成30年3月末までに 2万9千戸



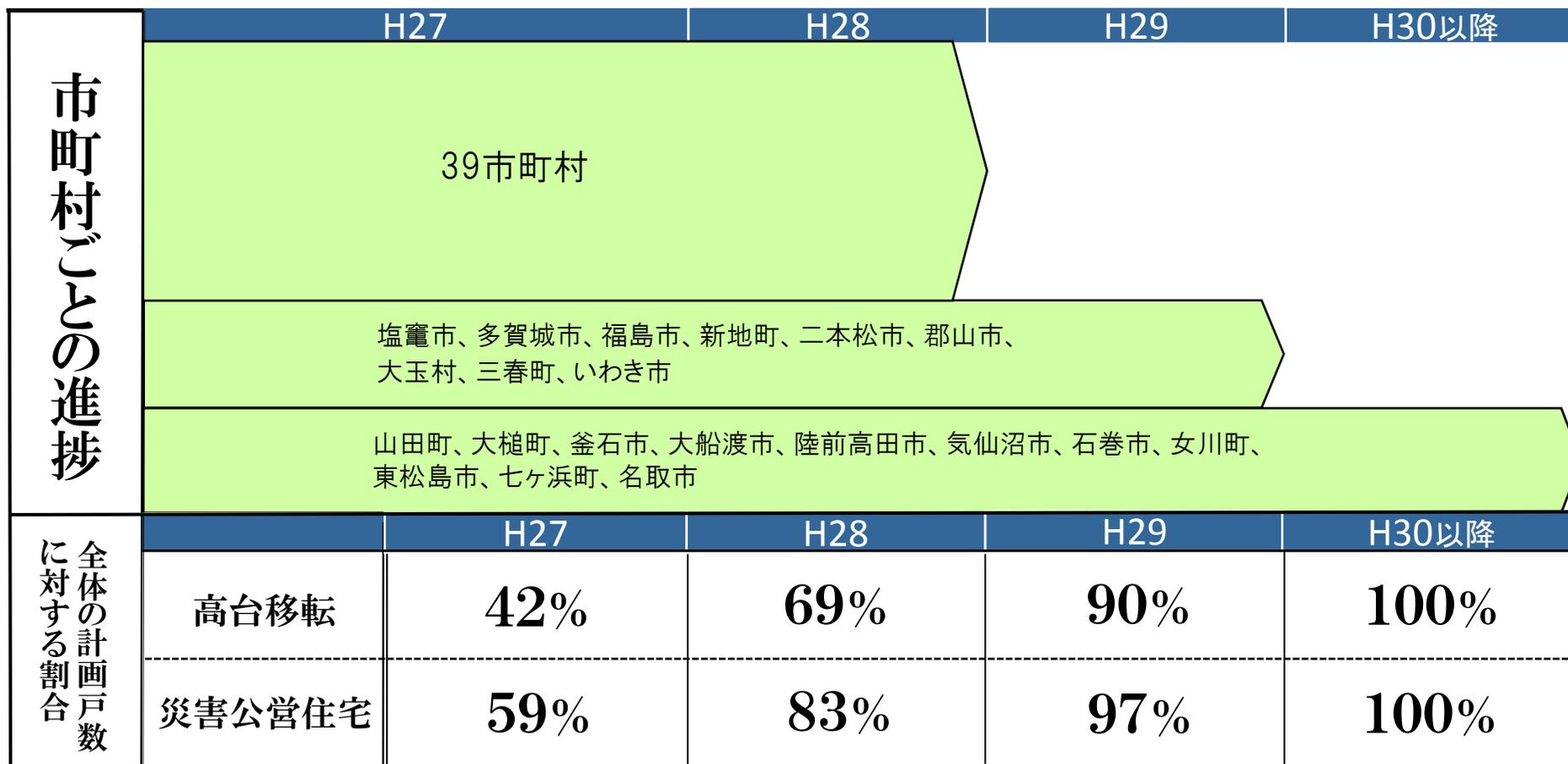
防災集団移転（岩手県宮古市）



災害公営住宅（岩手県宮古市）

住宅の再建は平成30年度までに概ね完了

- ①平成28年度までに39市町村において住まいの確保に関する事業が完了
- ②残り20市町村も、平成30年度までに概ね完了見込み



(原発被災地域を除く。一部調整中のものを除く。)

3. 産業の再生

生産設備はほぼ復旧、観光振興や風評の払拭等を支援

- ① 被災3県の生産の水準は、ほぼ回復
 - ・ 農地では83%で作付け再開可能
 - ・ 水産加工施設は91%で業務再開
- ② 売上の回復は業種別にばらつき
 - ・ 水産加工業の販路拡大、インバウンドを中心とした観光振興、被災地企業の人材確保等を支援
 - ・ 福島県の農林水産業の再生に向け、風評の払拭を総合的に支援
 - ・ 様々な企業立地支援策の活用を広く呼び掛け、企業の新規立地・増設等を促進



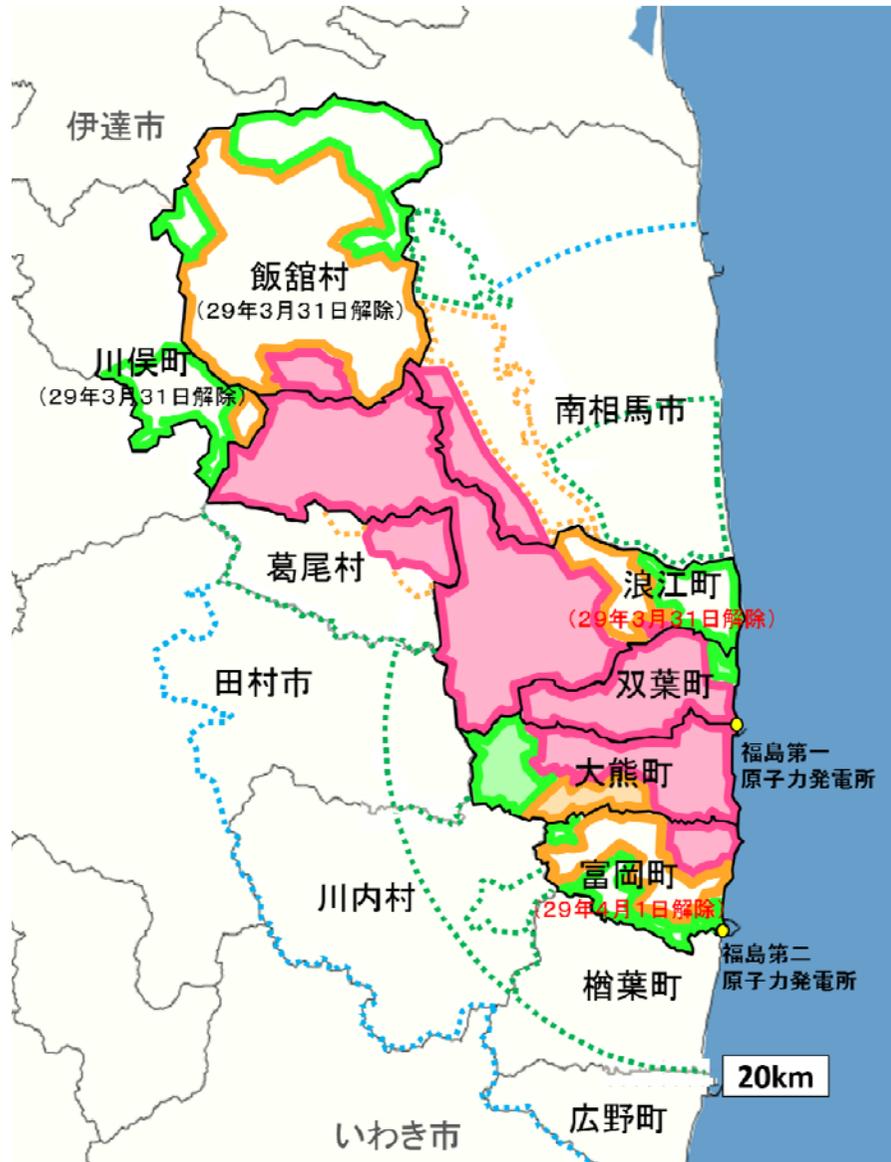
水産加工施設(南三陸町)



駅前商店街(女川町)

4. 福島復興

順次、避難指示を解除

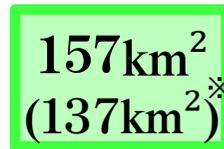


発災後1年以内に解除された地域



426km²

平成24年～平成28年7月までに解除された地域



157km²
(137km²)※

避難指示解除準備区域

区域設定時に汚染レベルが比較的低く、一日でも早い帰還を目指す地域



230km²
(218km²)※

居住制限区域

区域設定時に汚染レベルが高く、将来的な帰還を目指す地域



337km²

帰還困難区域

区域設定時に汚染レベルが非常に高く、バリケードなどにより立入りを制限している地域

※()内は、この春までの解除が決定している地域の面積

帰還に向けた環境を整備

- ① 帰還に向けた取組
 - ・ 商店の再開などの生活環境整備
 - ・ 事業再開の支援
- ② 長期避難者への取組
 - ・ 復興公営住宅の整備



複合型商業施設「さくらモールとみおか」(富岡町)

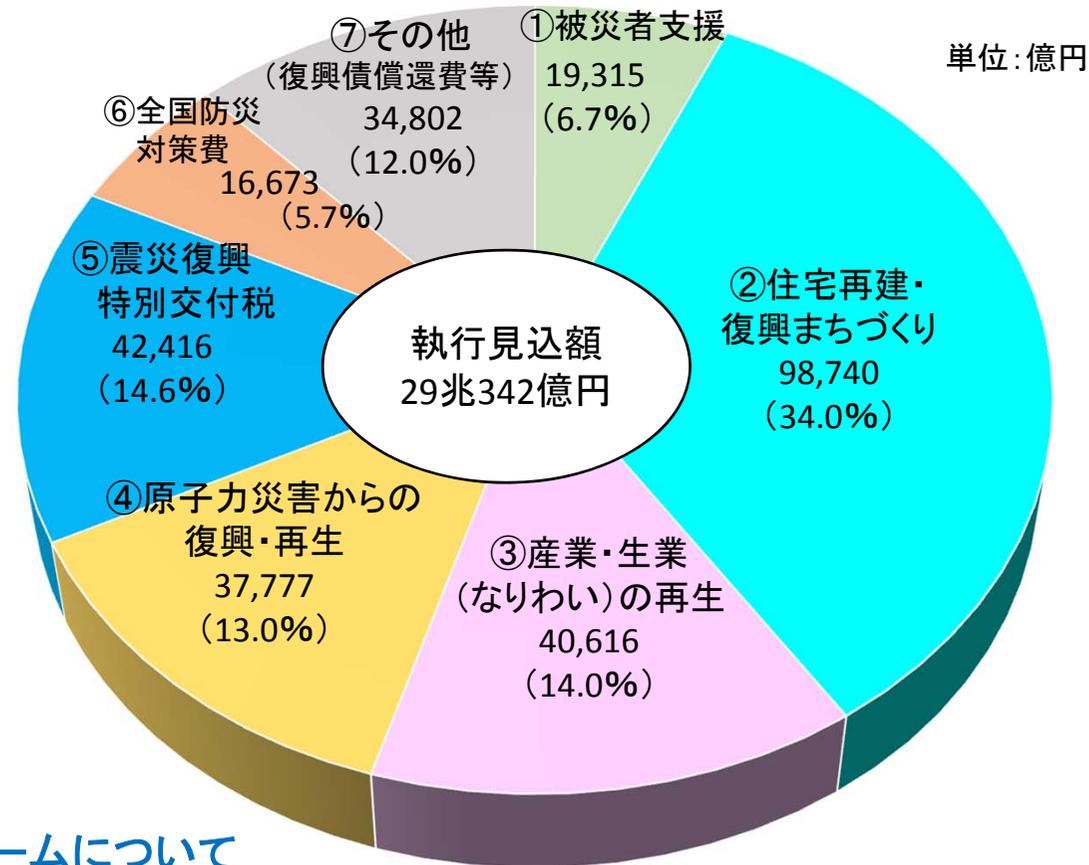


県営復興公営住宅(南相馬市南町団地)

発災から6年が経過

- 地震・津波被災地域においては、
インフラ復旧は概ね終了、住宅の再建が最盛期
被災者の心身のケアや、産業の再生が重要
- 福島においては、順次、避難指示を解除
 - ・ 住民の帰還に向けた環境整備を進める必要
 - ・ 帰還困難区域において、5年を目途に
「特定復興再生拠点」を整備
 - ・ 風評払拭に向けた取組や放射線に関する
リスクコミュニケーションを推進
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックで
復興を成し遂げつつある姿を世界に
発信できるよう「復興五輪」を推進

(参考) 集中復興期間における予算執行の内容

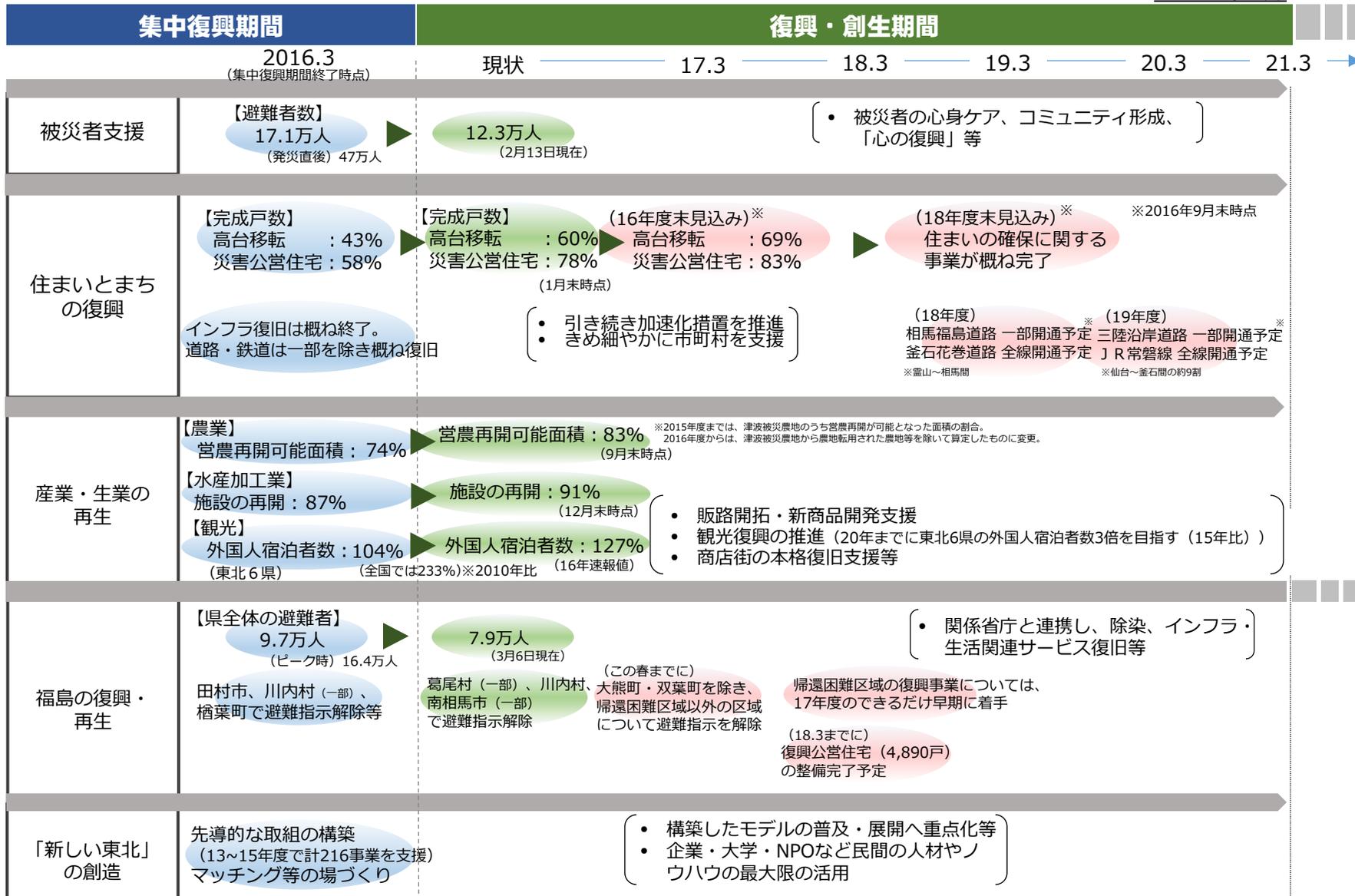


(参考) 復興財源フレームについて

- 執行見込額から東京電力への求償対象経費、復興債償還費等を除いた復興財源フレーム対象経費の執行見込みは24.6兆円程度。これに加え、平成28年度予算における予備費(0.5兆円)及び復興・創生期間に持ち越された事業(0.4兆円程度)があり、合計25.5兆円程度。
- 集中復興期間における財源フレーム(25.5兆円程度)に加え、復興・創生期間(平成28～32年度)の事業費を6.5兆円と見込んだ上で、復興期間10年間に見込まれる事業費32兆円程度に見合う財源を確保。

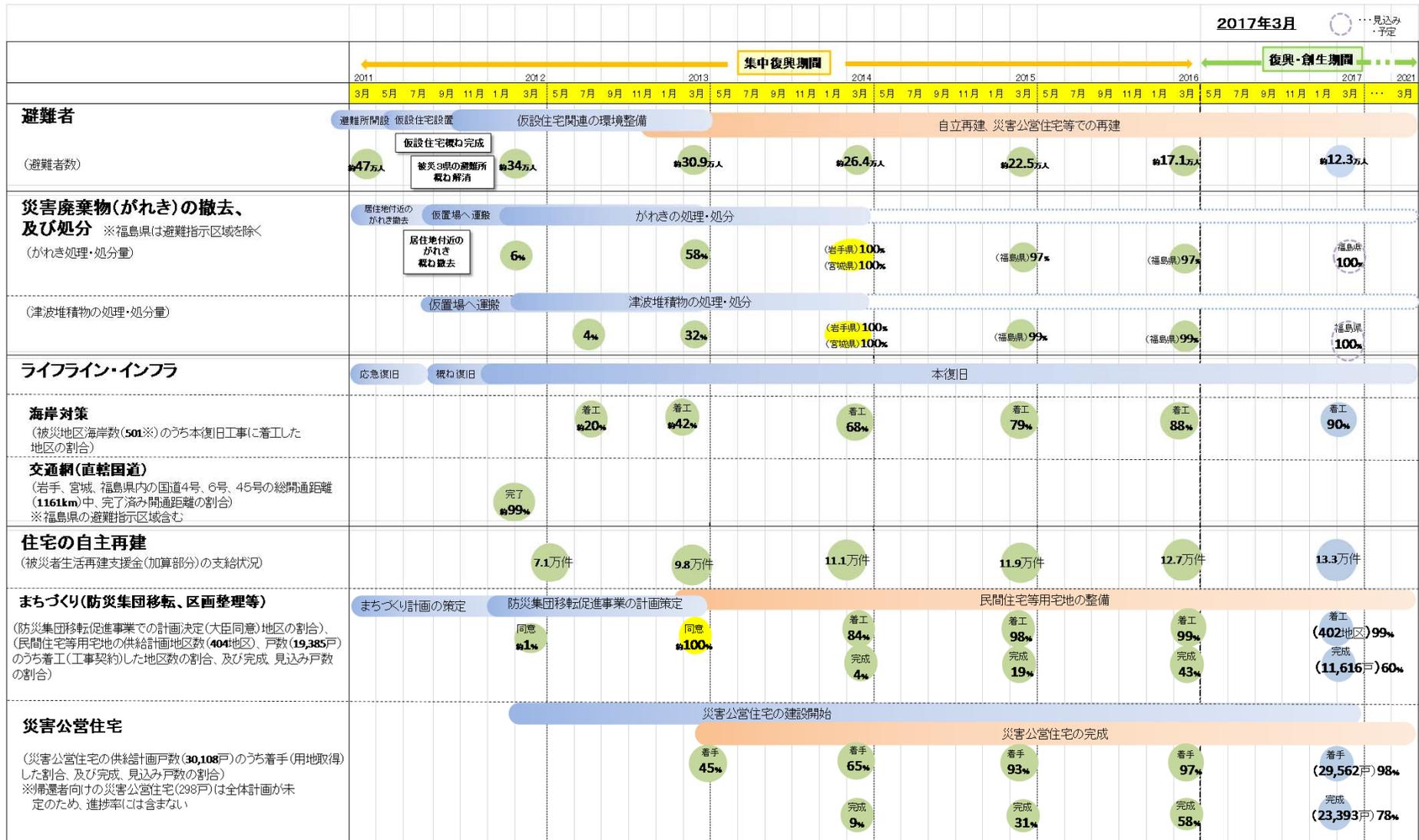
(参考) 東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し

2017年3月



(2019) ラグビーワールドカップ
(2020) 東京オリンピック・パラリンピック
(2021.3) 復興・創生期間の終了 (復興庁の設置期限)

(参考) 東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し①



※割合で示している各指標については、事業の進捗等に応じて、各時点で母数や定義が一部異なる。

(参考) 東日本大震災に係る政府の対応

	原発事故による災害	地震・津波による災害
直後の対応	<p>【原子力災害対策本部】</p> <p>本部長：内閣総理大臣 副本部長：内閣官房長官、経済産業大臣、環境大臣、原子力規制委員長 事務局：内閣府（原子力防災担当） 福島原子力事故処理調整総括官</p> <p><直後の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 避難指示 救出・救助 炉心の冷却、注水作業 避難所支援、物資補給 	<p>【緊急災害対策本部】</p> <p>本部長：内閣総理大臣 副本部長：内閣官房長官、防災担当大臣 事務局：内閣府（防災担当）等</p> <p><直後の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 救出・救助 捜索 避難所支援、物資補給、仮設住宅建設 ライフラインの応急復旧
	現在の取組	<p><現在の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 廃炉・汚染水対策 賠償 避難指示区域の見直し 原子力被災者生活支援
	<p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理、除染・中間貯蔵施設の整備 ・モニタリング（関係省庁：農水省、厚労省、原災T、文科省） ・放射性物質汚染に関する安心・安全の確保（リスコミ）（環境省、文科省 等） 	
	<p><<暮らし>></p> <ul style="list-style-type: none"> ○長期避難者対策（町外コミュニティ等）、早期帰還支援 <p><インフラ整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難指示区域等における公共インフラの復旧 	

原子力災害からの福島復興の進捗について

平成29年3月

原子力災害対策本部

原子力被災者生活支援チーム

避難指示の解除と帰還に向けた取組①

平成27年6月12日閣議決定「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂：避難指示解除準備区域・居住制限区域について、遅くとも事故から6年後（29年3月）までに避難指示を解除できるよう、環境整備を加速

(1) 田村市：平成26年4月1日 避難指示解除準備区域を解除

転入等も含め人口の61%、世帯の67%※の方が居住<20km圏内>（平成29年1月末時点）。

※%は田村市の住民基本台帳ベースの人口・世帯に対する割合

(2) 楡葉町：平成27年9月5日 避難指示解除準備区域を解除

- 全住民の方が避難した自治体としては初めての避難指示解除。
- 人口の11%、世帯の16%※の方が帰還（平成29年2月3日時点）。

※%は平成27年9月4日時点における楡葉町の住民基本台帳ベースの人口・世帯に対する割合

(3) 葛尾村：平成28年6月12日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除

川内村：平成28年6月14日 避難指示解除準備区域を解除

（平成26年10月1日に、一部地域で避難指示解除を実施するとともに居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直し）

南相馬市：平成28年7月12日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除

（いずれも平成28年5月31日 第40回原子力災害対策本部会議で決定）

(4) 飯館村：平成29年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除

（平成28年6月17日 第41回原子力災害対策本部会議で決定）

- 平成28年7月1日から帰村の準備のための長期の宿泊を開始。

(5) 川俣町：平成29年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除

（平成28年10月28日 第43回原子力災害対策本部会議で決定）

- 平成27年8月31日から避難指示解除まで準備宿泊を実施。

(6) 浪江町：平成29年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除

富岡町：平成29年4月1日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除

（平成29年3月10日 第45回原子力災害対策本部会議で決定）

本日決定

- 富岡町は平成28年9月17日から、浪江町は平成28年11月1日から避難指示解除まで準備宿泊を実施

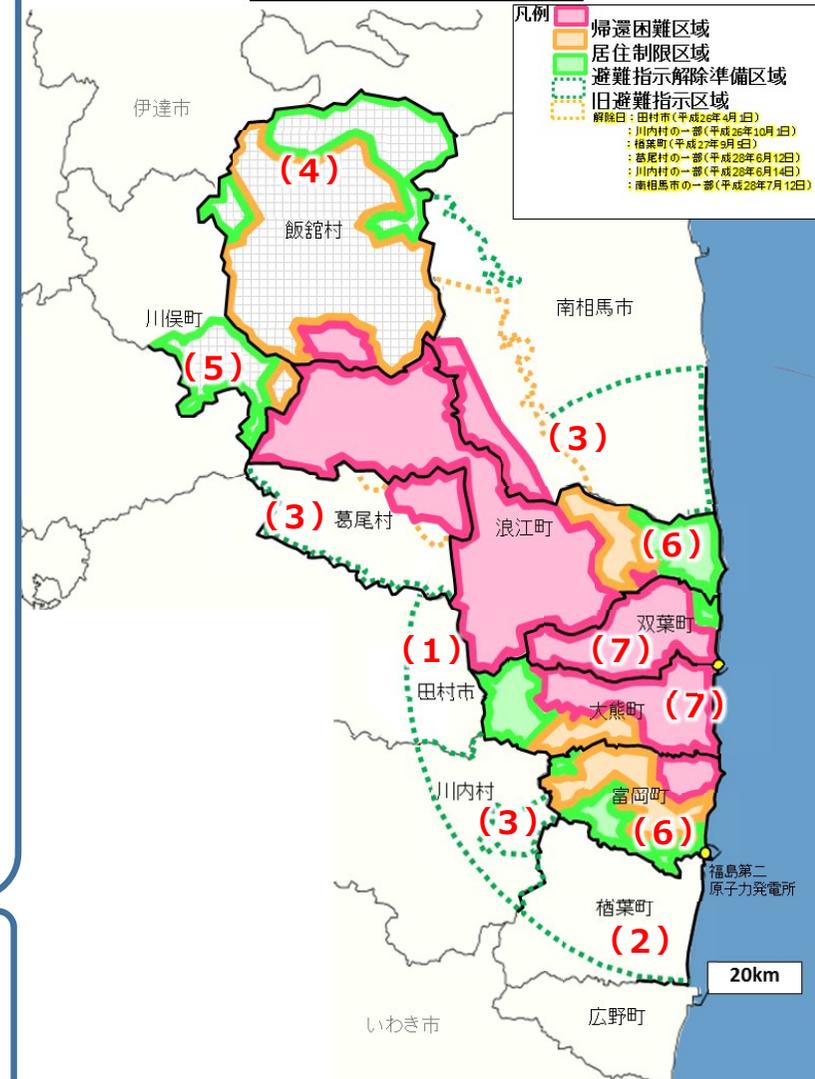
※「準備宿泊」は、避難指示の解除後、ふるさとの生活を円滑に再開するための準備作業を進めやすくするため、本来、避難指示区域内で禁止されている自宅等での宿泊を特例的に可能とする制度。

➡ 避難指示の解除後も政府一丸となり復興に向けた施策を展開。

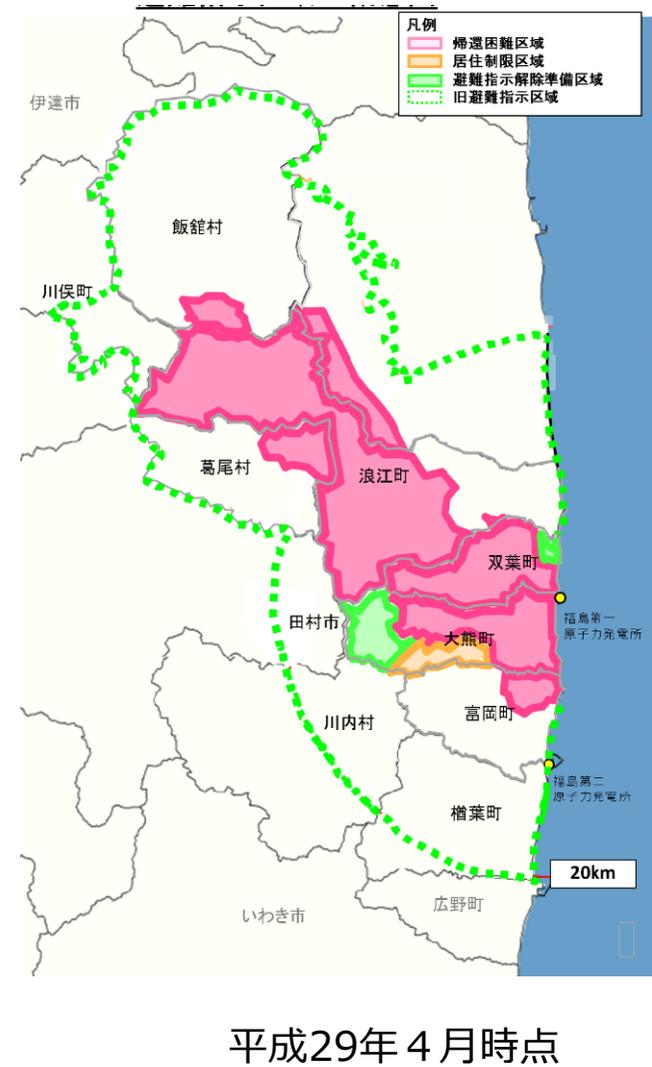
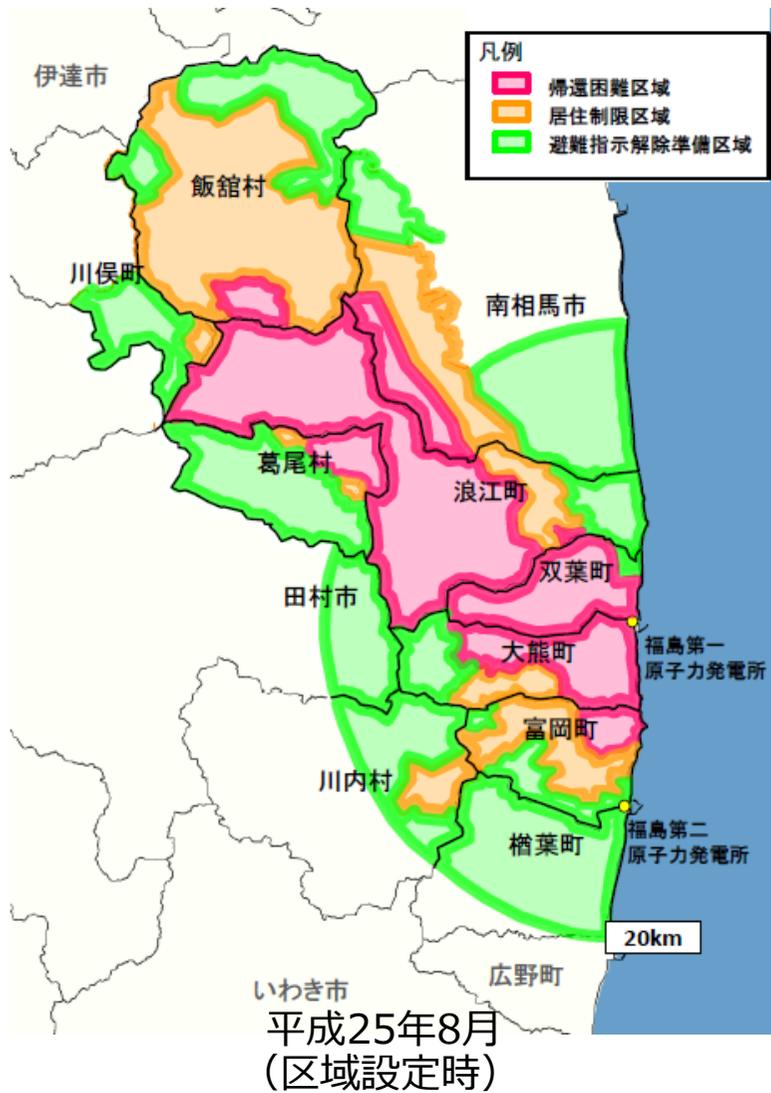
(7) 大熊町・双葉町（町の96%が帰還困難区域(人口ベース)）

- 大熊町：平成28年8月11日～16日に特例宿泊を初めて実施。秋彼岸（平成28年9月21日～9月25日）においても実施。
- 双葉町：平成28年12月20日に「復興まちづくり計画（第二次）」を公表。

避難指示区域の概念図



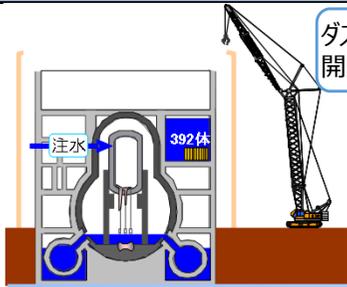
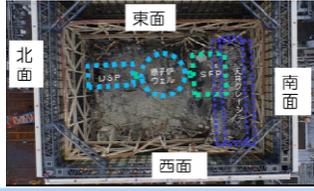
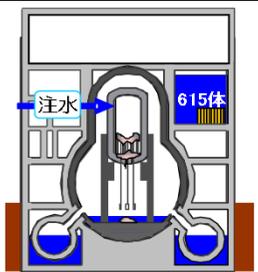
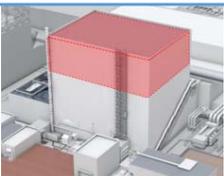
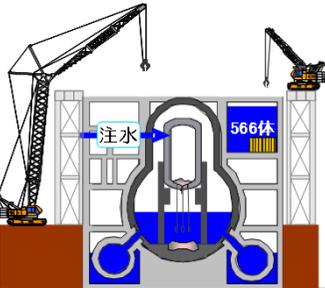
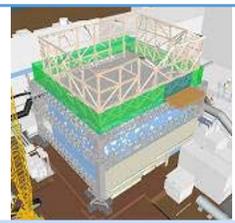
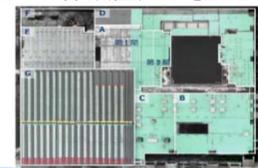
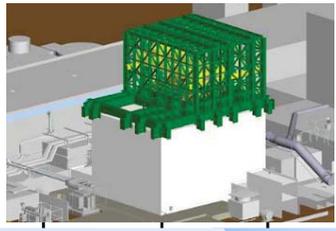
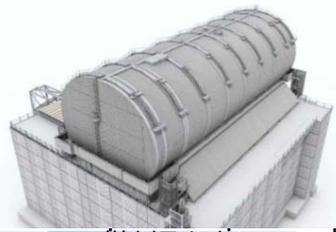
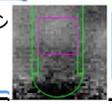
避難指示の解除と帰還に向けた取組②



避難指示区域からの避難対象者数	約8.1万人	区域設定時から約3年8か月	約2.4万人 (約5.7万人減)
避難指示区域の面積	約1,150km ²		約370km ² (約780km ² 減)

(注)避難指示区域からの避難者数は、市町村からの聞き取った情報（それぞれ、平成25年8月8日時点、平成29年2月1日時点の住民登録数）を基に、原子力被災者生活支援チームが集計。

廃炉対策の進捗と今後の見通し

対策	2015年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
燃料取り出し	1号機  <p>ダストの飛散防止対策を実施後、建屋カバー撤去開始【2015.10時点で屋根パネルは全て撤去】</p> 	2号機  <p>取り出しプラン選定に先立ち、2号機建屋上部の解体箇所の決定【2015.11】</p> 	3号機  <p>(参考) 事故当初のオペレーティングフロア</p>  <p>使用済燃料プール内の最大のガレキ(約25t)を撤去完了【2015.8】</p> 	1号機 建屋カバー撤去完了【2016.11】 	2号機 オペレーティングフロアへアクセスするための構台の設置開始【2016.9】 	3号機 取出装置の設置開始【2017.1】 オペレーティングフロアの除染完了【2016.6】 遮へい体設置完了【2016.12】 	1号機 <取り出し開始時(2020年度)のイメージ> 	2号機 <取り出しプラン(2017年度決定)のイメージ> プラン①(共用テナホ) プラン②(燃料取り出し特化ホ) 	3号機 <取り出し開始時(2018年度中頃)のイメージ> 
	建屋カバー解体→ガレキ撤去・除染等→燃料取り出しカバー設置等			準備工事			建屋上部解体等		
	燃料取り出し(2020年度)			燃料取り出し(2020年度)			燃料取り出し(2020年度)		
デブリ取り出し	1号機 宇宙線ミュオン内部調査【2015.5】 「へび型」ロボット内部調査【2015.4】 	2号機 「サソリ型」ロボット内部調査【2017.2】 	3号機 ロボット内部調査に向けた事前調査を実施【2015.10】 	本格モックアップセンター(2016.4) 前回の調査結果を踏まえ、詳細な内部調査を実施予定【2016年度内】 	宇宙線ミュオン内部調査【2016.7】 	水中ロボットを開発し、内部調査を実施予定 	デブリ取り出し方針決定(夏頃) デブリ取り出し方法確定(上半期)	引き続き、国内外の叡智を結集し、研究開発を実施。	エンジンリング作業等
	原子炉格納容器内の状況把握/デブリ取り出し工法の検討			デブリ取り出し準備			初号機の3取り出し開始		

汚染水対策の進捗と今後の見通し

これまでの取組と成果 (～2017年1月)			今後の見通し		
近づけない	建屋への地下水流入量 約400m ³ /日 (2011.6～2014.5)	地下水バイパス稼働【2014.5～】 2017年1月までに排水量:約25万トン	サブドレン稼働【2015.9～】 2017年1月までに排水量:約27万トン	敷地舗装92%完了【2017.1時点】 約200m ³ /日 (2015.9～2017.1)	凍土壁(陸側遮水壁)閉合【2016.3 凍結開始】 【2016.10 海側凍結完了】 【2017.3 山側未凍結1箇所を除き凍結中】 4m盤での汲み上げ量:凍結開始前の日量約400トンから約140トンまで減 建屋への地下水流入量を100m ³ /日未満に抑制
		約300m ³ /日 (2014.5～2015.9)			サブドレンの強化【2016.10～】 浄化設備の2系列化・汲み上げ井の復旧、増強、タンクの増設
漏らさない	周辺海域の放射性物質濃度 ※南放水口付近のセシウム137の値 約1万Bq/L (2011.3) (月平均)	水ガラスによる地盤改良【2014.3】 これに伴いウェルポイントからの汲み上げを開始【2013.8】	海側遮水壁閉合【2015.10】 これに伴い地下水ドレンからの汲み上げを開始【2015.11】	溶接型タンクの増設【2017.1時点】 溶接型タンクは約85万トン (総容量約98万トンの約9割) 検出限界値(0.7Bq/L)未満 (2017.1)	タンク増設計画 新規増設やフランジ型タンクのリプレース等により約54万トンを増設し、2020年までに約137万トンの溶接型タンクを設置予定。 フランジ型タンクの処理 二重堰の設置などの漏えい防止策や側板フランジ部への防水シール材等による予防保全策、1日4回のパトロール等を実施し、2018年まで使用を継続。
取り除く	敷地境界の追加的な実効線量 約11mSv/年 (2012.3)	タンク内汚染水の処理が概ね完了【2015.5】→累計約76万m ³ 更なるリスク低減の観点から、ALPS処理を継続	トレンチ内汚染水の処理が全て完了【2015.12】→累計約1万m ³ 1mSv/年未満 (2016.3達成)	ALPS処理水の長期的取扱いの検討【2016.9多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会設置】	
建屋内滞留水処理		1号機タービン建屋を循環注水ラインから切り離し【2016.3】	復水器内の高濃度汚染水処理1号機抜き取り開始【2016.10】	建屋内滞留水の放射性物質量を半減(2014年度末比)【2018年度内】	建屋内滞留水の処理完了【2020年内】

<その他>

- K排水路の港湾内への付け替え【2016.3】
- 一般作業服着用可能エリアの拡大【2016.3】
- 廃炉・汚染水対策に従事している作業チームへの感謝状授与【2016.4】
- 廃棄物の処理処分に関する基本的な考え方のとりまとめ【2017年度内】

復興推進会議 構成員

- 議 長：安倍 晋三 内閣総理大臣
- 副 議 長：今村 雅弘 復興大臣
- 議 員：議長及び副議長以外の全ての国務大臣
- 内閣官房副長官
- 橘 慶一郎 復興副大臣
- 長沢 広明 復興副大臣
- 末松 信介 復興副大臣
- 高木 陽介 経済産業副大臣
- 伊藤 忠彦 環境副大臣
- 長坂 康正 復興大臣政務官
- 田野瀬 太道 復興大臣政務官
- 井原 巧 復興大臣政務官

原子力災害対策本部 構成員

本部長： 内閣総理大臣	安倍 晋三
副本部長： 内閣官房長官 沖縄基地負担軽減担当	菅 義偉
副本部長： 経済産業大臣 産業競争力担当 ロシア経済分野協力担当 原子力経済被害担当 内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）	世耕 弘成
副本部長： 環境大臣 内閣府特命担当大臣（原子力防災）	山本 公一
副本部長： 原子力規制委員会委員長 内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理） 財務大臣 内閣府特命担当大臣（金融） デフレ脱却担当 総務大臣 内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度） 法務大臣 外務大臣 文部科学大臣 教育再生担当 厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣 水循環政策担当 防衛大臣 復興大臣 福島原発事故再生総括担当 国家公安委員会委員長 海洋政策・領土問題担当 国土強靱化担当 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全、防災） 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策） 情報通信技術（IT）政策担当 経済再生担当 社会保障・税一体改革担当 内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 一億総活躍担当 働き方改革担当 女性活躍担当 再チャレンジ担当 拉致問題担当 内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画） 内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革） まち・ひと・しごと創生担当 行政改革担当 国家公務員制度担当 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当 経済産業副大臣 兼内閣府副大臣 内閣危機管理監	田中 俊一 麻生 太郎 高市 早苗 金田 勝年 岸田 文雄 松野 博一 塩崎 恭久 山本 有二 石井 啓一 稲田 朋美 今村 雅弘 松本 純 鶴保 庸介 石原 伸晃 加藤 勝信 山本 幸三 丸川 珠代 高木 陽介 高橋 清孝

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(概要)

帰還困難区域内の復興・再生に向けた環境整備、被災事業者の生業の復興・再生を担う組織の体制強化、浜通り地域の新たな産業基盤の構築、福島県産農林水産物等の風評払拭等に必要な措置を講ずる。

1. 特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画制度の創設

市町村長は、帰還困難区域のうち、避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを旨とする「特定復興再生拠点区域」の復興及び再生を推進するための計画を作成。同計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合、以下の制度等を当該区域において活用できるようにする。

- 認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施（費用は国の負担）
- 道路の新設等のインフラ事業の国による事業代行
- 被災事業者の事業再開や新規事業者の立地促進に必要な設備投資等に係る課税の特例
- 全面買収方式により新市街地を整備する「一団地の復興再生拠点整備制度」の適用

2. 官民合同チームの体制強化

被災事業者の事業再開等を支援する官民合同チーム（国、福島県、福島相双復興推進機構等から構成）の組織の一元化を図るため、その中核である（公社）福島相双復興推進機構を法律に位置付けるとともに、国の職員をその身分を保有したまま同機構へ派遣できること等を可能とする。

3. 「福島イノベーション・コースト構想」推進の法定化

浜通り地域における「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想」を一層推進するため、同構想に係る取組を推進する区域（福島国際研究産業都市区域）や当該取組を法定の重点推進計画に記載し、中小企業の研究成果に係る特許料等の減免やロボットの新品・新技術の開発促進のための国有の試験研究施設の低廉使用を可能とする。

また、「原子力災害からの福島復興再生協議会」の下に分科会を創設し、同構想を関係機関等が連携・協力して推進するための枠組みを整備する。

4. 風評被害払拭への対応

福島県産農林水産物等の風評被害の払拭に向け、販売等の実態調査や当該調査に基づく指導・助言等の措置を講ずることを法律に位置付ける。

※このほか、①被災12市町村の帰還環境整備に取り組むまちづくり会社等、②子どもへのいじめの防止のための対策、③地域住民の交通手段の確保についても、その後押しを行うため、法律に位置付ける。

※国会提出日：2月10日 施行期日：公布の日



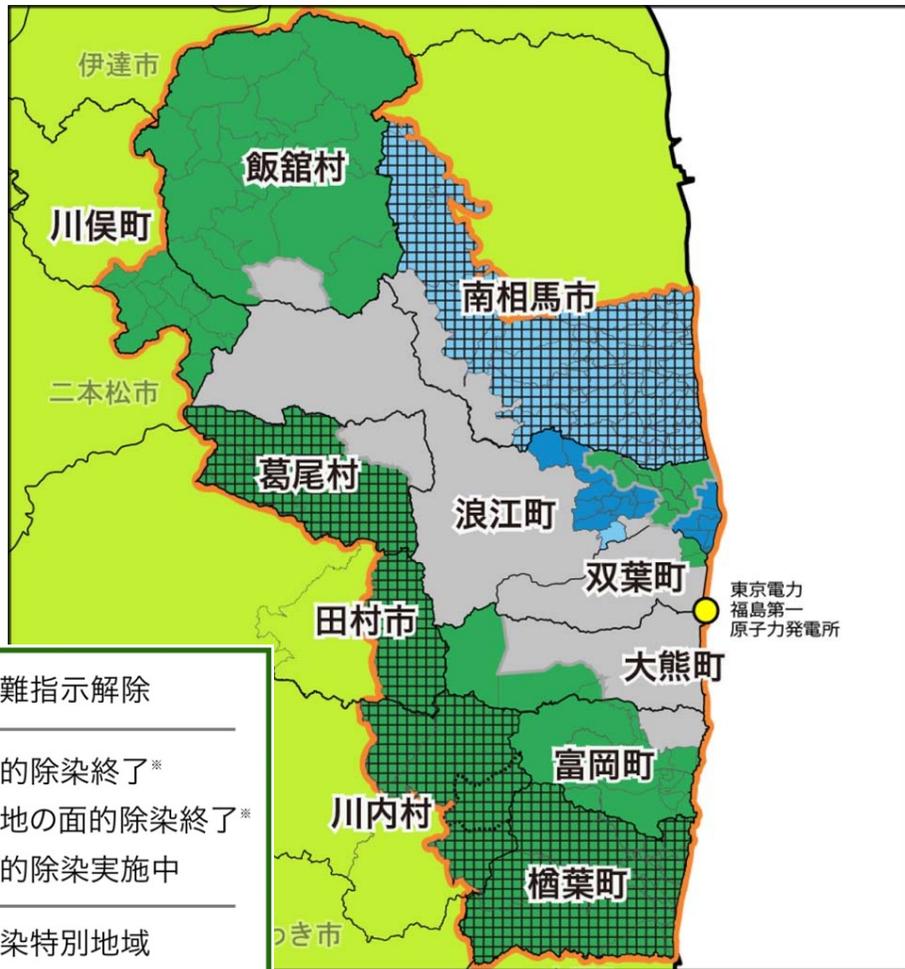
除染・中間貯蔵施設等の 取組状況について

平成 29 年 3 月
環境省

除染事業の状況

【除染特別地域(帰還困難区域を除く。)]

9市町村において面的除染が完了。
残りの2市町(南相馬市、浪江町)についても、
3月末までに完了する見込み。

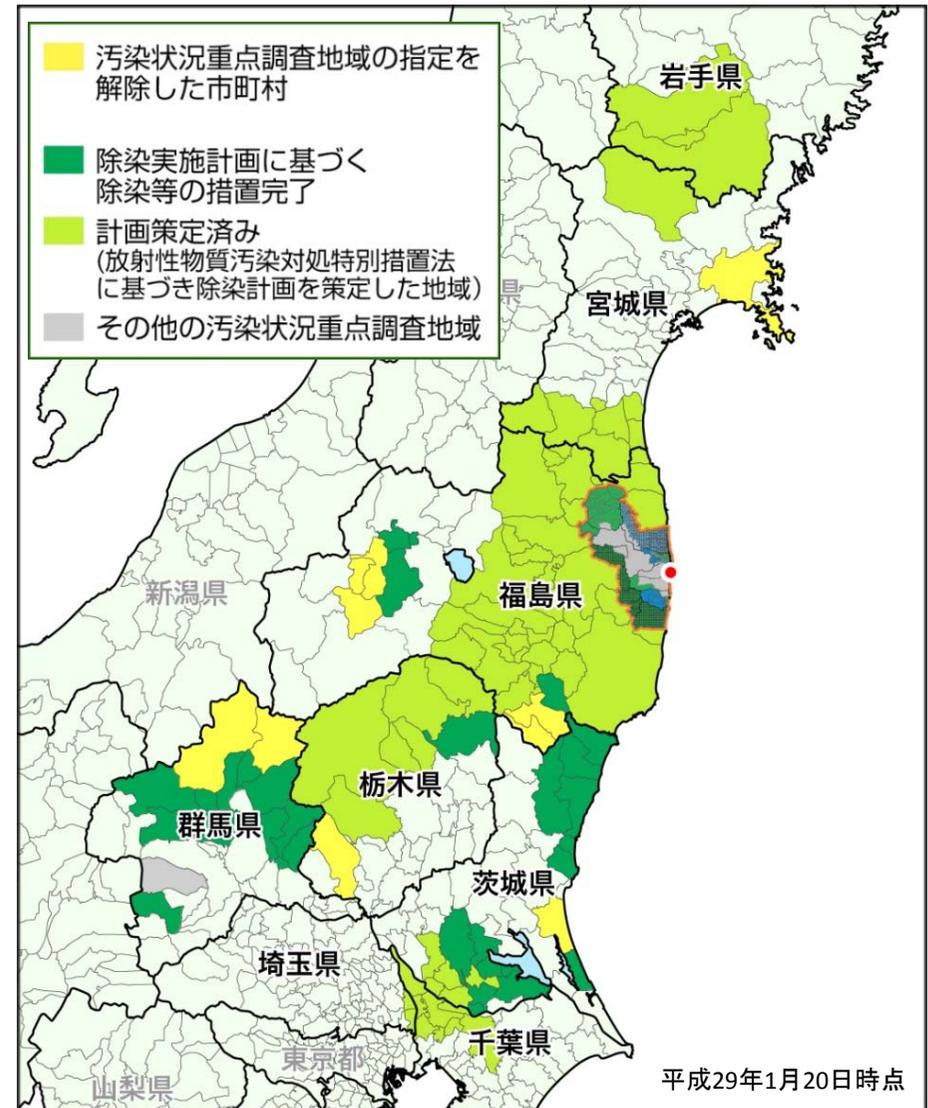


平成29年1月31日時点

※未同意者等を除く

【汚染状況重点調査地域】

3月末までに、住宅や公共施設等、日々の生活の場における除染作業が概ね完了する見込み。



平成29年1月20日時点

中間貯蔵施設事業の状況

今年度は平成29年2月末までに、16万 m^3 程度の除去土壌等を中間貯蔵施設予定地へ輸送。また、今年度中に13市町村の輸送が終了する予定。

用地については、平成29年2月末時点で約336ヘクタール(人数ベースで719人)の民有地を取得済み。

昨年11月には、除去土壌を貯蔵する土壌貯蔵施設、輸送した除去土壌等の受入・分別施設に着工。



受入・分別施設予定地における仮設建屋設置等工事



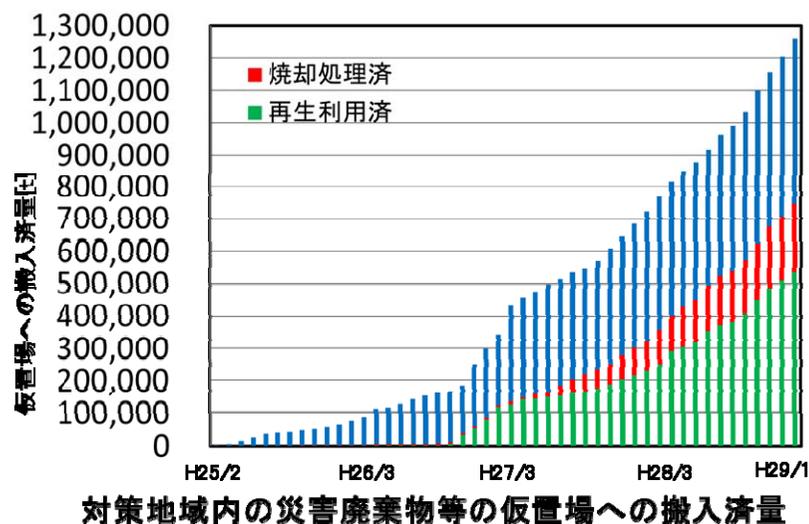
土壌貯蔵施設予定地における伐採・造成工事

放射性物質汚染廃棄物処理の状況

【福島県】

対策地域内廃棄物については、平成27年度末までに、特に帰還に向けての妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入が完了。また、現在も家屋解体等を順次実施中。

既存の管理型処分場を活用した埋立処分事業については、輸送計画を策定中。また、処分場内では搬入に向けた準備工事を実施中。



撤去前(平成26年7月)



撤去後(平成28年3月)

浪江町における津波がれきの撤去状況

【福島県以外の県】

保管状況のひっ迫している宮城県・栃木県・千葉県では、長期管理施設の整備の方針を堅持。さらに、農林業系廃棄物について保管者の負担軽減を図ることができるよう、調整中。

茨城県、群馬県では、昨年末までに、現状のまま保管を継続し、減衰後に段階的に処理を進めるとの方針を決定。

復興推進会議（第17回）
原子力災害対策本部会議（第42回）
合同会合 議事録

1 日 時：平成28年8月31日 17:25～17:34

2 場 所：官邸4階 大会議室

3 出席者：

【議長】安倍晋三内閣総理大臣

【副議長】今村雅弘復興大臣<進行>

【議員】麻生太郎副総理、金田勝年法務大臣、岸田文雄外務大臣、松野博文文部科学大臣、塩崎恭久厚生労働大臣、山本有二農林水産大臣、世耕弘成経済産業大臣、石井啓一国土交通大臣、山本公一環境大臣、稲田朋美防衛大臣、菅義偉内閣官房長官、松本純国務大臣、鶴保庸介国務大臣、加藤勝信国務大臣、山本幸三国務大臣、丸川珠代国務大臣、萩生田光一内閣官房副長官、野上浩太郎内閣官房副長官、杉田和博内閣官房副長官、横畠裕介内閣法制局長官、橘慶一郎復興副大臣、長沢広明復興副大臣、末松信介復興副大臣、原田憲治総務副大臣、高木陽介経済産業副大臣、伊藤忠彦環境副大臣、田野瀬太道復興大臣政務官、井原巧復興大臣政務官、田中俊一原子力規制委員会委員長、西村泰彦内閣危機管理監

4 配布資料

- | | |
|-------|----------------------------|
| 資料1 | 帰還困難区域の取扱いに関する考え方（案） |
| 参考資料1 | 復興推進会議構成員 |
| 参考資料2 | 原子力災害対策本部構成員 |
| 参考資料3 | 復興加速化への取組（第16回復興推進会議配布資料） |
| 参考資料4 | 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂の進捗 |
| 参考資料5 | 復興推進会議（第16回）議事録 |

5 議 事

- （1）帰還困難区域の取扱いに関する考え方（案）について

○今村復興大臣 ただいまから、復興推進会議と原子力災害対策本部会議の合同会合を開催いたします。

東日本大震災の発生から間もなく5年半を迎えます。実は、昨日で発災から2,000日目を迎えました。この間、安倍総理の力強いリーダーシップのもと、各閣僚や関係者の御尽力もあり、復興は着実に進展しています。この場を借りまして、皆様方の御協力に改めて感謝申し上げます。

それでは、議事に移ります。

本年3月に、総理より、帰還困難区域の取扱いについて、夏までに国の考え方を示したいとの御発言がありました。また、先日8月24日に、与党より「東日本大震災 復興加速化のための第6次提言」が示され、総理より、当提言を最大限尊重し、政府としての帰還困難区域の取扱い方針を早急に策定するよう御指示をいただきました。

御指示を受け、経済産業大臣、環境大臣と私とが中心となって「帰還困難区域の取扱いに関する考え方（案）」を取りまとめました。本案について、原子力災害対策本部副本部長である世耕経済産業大臣から御説明いただき、引き続き、経済産業省としての取組について御発言をいただきます。

世耕大臣、よろしくお願ひいたします。

○世耕経済産業大臣 議事1の「帰還困難区域の取扱いに関する考え方（案）」について御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。

帰還困難区域につきましては、平成23年12月26日の原子力災害対策本部決定において、放射線量が高く、将来にわたって居住を制限することを原則としましたが、一部では放射線量が低下していること等を踏まえ、地元から、帰還困難区域の取扱いを検討するよう要望を受けております。

また、8月24日に与党より「東日本大震災 復興加速化のための第6次提言」が総理に手交されました。総理から、復興大臣、環境大臣、そして私に対して、この提言を最大限尊重し、政府としての取扱い方針を早急に策定するよう御指示があったところであります。

これを踏まえ、政府としての取扱い方針について、3大臣で議論の上、資料1を案としてお示ししております。ポイントは3点です。

まず1点目、与党提言を踏まえ、政府としての基本的な方針を記載しております。具体的には、①帰還困難区域のうち、5年を目途に避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備すること、②あわせて、広域的なネットワークを構成する主要道路の整備も行うこと、③除染とインフラ整備を一体的かつ効率的に行うこと、④これらを実現するため、国は、法制度、予算等を措置することなどであります。

続いて2点目ですが、本日お示ししたものは基本的な方針であるため、具体化に向けた検討課題を示しております。具体的には、インフラ整備と除染を一体的かつ連動して進め

る方策の検討、避難先の生活再建支援の強化等であります。

最後に3点目ですが、帰還困難区域の復興事業が、平成29年度のできるだけ早期に着手できるように、基本方針を踏まえた施策の具体化を進めていくことを記載しております。

資料1の説明は以上です。

なお、本案を政府として具体化していくに当たっては、原子力被災者生活支援チーム長として、復興拠点の整備事業が進むよう、立入規制、事業実施要件の見直し等にも取り組んでまいります。

以上です。

○今村復興大臣 ありがとうございます。

関連して、山本環境大臣からも御発言をいただきます。

○山本環境大臣 環境省といたしましては、復興拠点における除染とインフラ整備の一体的かつ効率的な実施について、復興拠点で実施される事業の実態、国と自治体の役割等を勘案しながら、地元の意向も踏まえ、復興庁、内閣府等と協力して、検討してまいりたいと思います。

本日決定された基本的な方針を踏まえた具体化に当たり、引き続き、しっかりと役割を果たしてまいりたいと思っております。

○今村復興大臣 ありがとうございます。

そのほかの大臣からも御発言を順次いただきます。

まずは、石井国土交通大臣からお願いいたします。

○石井国土交通大臣 国土交通省関係では、現在、帰還困難区域に指定されている地域の復興に資するため、関係機関と協力しながら、常磐道の追加インターチェンジについて整備を行うなど、インフラ整備を着実に行ってまいります。

以上です。

○今村復興大臣 ありがとうございます。

続いて、山本農林水産大臣からお願いします。

○山本農林水産大臣 福島県の農林水産業の再生に向けて、引き続き、営農再開支援、風評対策、輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ等に全力で取り組んでまいります。

また、具体化に向けた検討課題にあります里山再生モデル事業の帰還困難区域での実施につきましては、地元の御意向を踏まえ、関係省庁とも連携しながら、検討してまいります。

以上です。

○今村復興大臣 ありがとうございます。

各担当から御発言いただきましたが、復興庁としても、地元の意向を踏まえながら、法制度や予算をはじめ、あらゆる手段を尽くして、本政府方針が目指す復興拠点等の整備にできる限り早く着手できるように、全力で取り組んでまいります。

この、福島復興の先行きに関わる重要な課題である帰還困難区域への対応をはじめと

して、福島復興・再生に政府一丸となって取り組んでいきたいと存じますので、関係各位の御協力をお願いいたします。

各省からの発言は以上とします。

それでは、資料1「帰還困難区域の取扱いに関する考え方（案）」につきまして、復興推進会議・原子力災害対策本部会議による合同決定としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○今村復興大臣 では、資料1につきまして、決定といたします。ありがとうございます。

次に、総理から御挨拶をいただきますが、ここでプレスを入れます。

（報道関係者入室）

○今村復興大臣 それでは、総理、お願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 政府・与党一体となって、被災自治体の意見を汲み取り、本日、「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」を取りまとめました。

この基本方針をもとに、帰還困難区域の復興に一日も早く着手します。関係大臣は、地元の意見を踏まえながら、年末を目途に具体策を検討し、関係法案の次期通常国会への提出や来年度からの必要な予算等の措置に向けて、作業を進めてください。

帰還困難区域以外の区域についても、来年3月までに避難指示を解除できるよう、引き続き、環境整備に取り組んでください。

改めて、「閣僚全員が復興大臣である」との意識を共有し、縦割りを排し、現場主義を徹底しながら、全力で被災地の復興に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○今村復興大臣 ありがとうございます。

報道関係者はここで退場願います。

（報道関係者退室）

○今村復興大臣 それでは、本日はここまでとさせていただきます。

どうもありがとうございました。